

下監第13号
令和5年2月8日

下田市
A様

下田市監査委員 鈴木邦明
下田市監査委員 小泉孝敬

旧下田グランドホテル（土地家屋）の取得についての予算の執行の差し止めを求める
下田市長に関する措置請求について（通知）

令和5年1月25日付でA様から提出のありました表記の請求につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたのでとおり通知します。

I 請求の内容

1. 請求人

住所 下田市
氏名 A

2. 請求の提出日

令和5年1月25日

3. 請求の要旨

令和5年1月25日付下田市職員措置請求書の内容を総合した結果、本件措置請求の要旨は次のとおりである。

(1) 旧下田グランドホテル（土地家屋）の取得について、下田市議会令和3年12月定例会において令和3年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に100万円を計上し否決された。下田市議会令和4年3月定例会に再提案され可決された。しかし、この土地は公共用地として利用する計画に含まれておらず、法令及び条例上、違

法で公共用地取得特別会計では購入できない土地であるので、予算の執行を差し止めよう請求する。

(2) 財務会計上の違法な理由

①下田市土地開発基金条例（設置）第1条「公用若しくは、公用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行をはかるため、下田市土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。」とされ、この基金により公共用地取得特別会計は運用される。

よって、下田市総合計画や都市公園計画とか下田市地域防災計画等によって公用若しくは公共用地として必要な土地とされていなければならない。当局の防災公園等はあとづけの案で市民合意を得ている案ではなく単なる私案である。公共事業に利用予定の土地を事業の正式着手に先立って取得する目的に違反している。家屋の取得は対象にしていない。

② 地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

③ 地方自治法第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」

④ 地方財政法第3条「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」

以上の法令に違反している。

(3) 不当な内容

①何をいくらで購入するのか不明である。市当局は100万円で購入するとした理由について破産管財人弁護士からの金額の提示がないこと、土地購入に係わる不動産鑑定料、弁護士料相当額を考え100万円計上したとしている。これは土地代金ではなく、土地購入の経費である。

②土地購入と同時に、管理しなければならない8階建ての建物がついてくる。この解体費用に下田市議会令和3年12月定例会では3～4億円と言い、下田市議会令和4年3月定例会では4～5億円と言っている。アスベストやPCBが使われていることを考えると、いくらかかるかわからないものを購入することになる。

③8階建ての旧下田グランドホテルの景観が悪く、危険も感じるので安全対策上購入したいという理由で民間の負の私有財産を税金で購入処理して適切なのか。公平性の観点から他の廃棄物件や稻生沢川河口の廃船も市が購入処理するのかが問われる。

④防災公園整備（案）に4億円かけることは二重のむだづかいとなる。狼煙崎沖に33メートルの津波が押しよせると、旧下田グランドホテルの周りは海となり孤立する。ヘリポートは市内に9ヶ所あり、傾斜地での建設は利用が困難で、その必要性は低い。下田市議会令和4年3月定例会で防災安全課長は「防災公園案もイメージ化した一案だ」との答弁は無責任であり、使用目的が明確でないことを証明している。

⑤当局は「破産管財人が令和4年3月までに破産手続きを完了する。」そうすると下田市はこの土地を購入できないと主張してきた。当局のこの説明は事実と違い不信感を生じさせている。

⑥土地の鑑定評価及び家屋の解体費用の積算も実施されていない中での購入は、適切な取引とは言えず、公金の無駄遣いになる。

II 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断した。

1. 同一住民による同一行為等を対象とした再度の住民監査請求について

住民監査請求について、法第242条第1項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講すべきことを請求することができると定められている。

既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、昭和62年2月20日最高裁判決では、「自治法第242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、自治法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴え提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないと解するのが相当である。」と判示しており、同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度住民監査請求を行うことは、いわゆる「一時不再理の原則」により、不適法な監査請求といえる。

2. 本件請求についての検討

これを本件請求についてみると、請求人A様は、令和4年3月24日付け並びに令和5年1月11日付けで、本件と同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求（以下令和4年3月24日付け請求を「前前回請求」令和5年1月11日付け請求を「前回請求」という。）をすでにしている。

なお、本件請求において、前回請求では主張していなかった不当な理由を追加していることから、請求人は前回請求の却下を不服とし、新たな理由を監査委員に提出することによって本件請求が前回請求とは別個の住民監査請求であると主張しているものと解される。

前述の最高裁判決では「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を

図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する機能を住民に与えたものものであって、監査委員は監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき、違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」と判示していることからも、本件請求が前回請求と別個のものということはできないと考える。また、同判決では、「住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであって、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解される。したがって、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」とも判示している。

よって、本件請求は、前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求であり、不適法な監査請求といわざるを得ない。

3.結論

以上のことから、本件請求は自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。